

あきる野市障害福祉サービス等事業所 燃料等価格高騰対策支援給付金（令和7年度）

あきる野市では、原油価格や電気・ガス料金等の高騰を受けている障害福祉サービス等事業所を支援するため、市内の障害福祉サービス等事業所に対して燃料等価格高騰対策支援給付金を支給します。

1 支給対象者

令和7年10月1日において、東京都又はあきる野市からの指定を受け、あきる野市内で別表に定める障害福祉サービス等事業所を運営する法人とします。

2 給付金の額

給付金の額は、別表の障害福祉サービス等事業所のサービス種別ごとに右欄に定める支給金額とします。

ただし、次に該当する障害福祉サービス等事業所は、対象としません。

- （1）障害福祉サービス等事業所の同一建物に併設される介護サービス事業所等が、別に定めるあきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金給付事業実施要領に基づき給付金の支給を受ける場合
- （2）給付金の申請時において、休止又は廃止により利用者の受入れが行われていない場合
- （3）給付金の申請時より直近3か月間において、利用者の受入れ実績がない場合
- （4）あきる野市の委託料で別表のサービス種別の運営管理が行われている場合

【別表】

区分	障害福祉サービス等事業所のサービス種別	支給金額
1	施設入所支援（短期入所併設含む。）	70万円
2	共同生活援助（短期入所併設含む。）	14万円
3	短期入所	14万円
4	生活介護、就労継続支援、就労移行支援	14万円
5	児童発達支援、放課後等デイサービス	14万円
6	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、保育所等訪問支援	7万円
7	計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、地域移行支援、自立生活援助	7万円

※区分4から7までについては、区分内で複数のサービスを提供していても、いずれか1つのサービスを提供しているものとみなします。

3 提出書類・申請方法

「あきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、メール又は郵送でご提出ください。

4 申請期限 令和7年12月19日（金） ※事業の詳細、申請等は下記までお問合せください。

<問合せ・申請先>
健康福祉部 障がい者支援課 障がい者支援係
〒197-0814 あきる野市二宮350番地
TEL 042-558-1111（内線2616）
E メール 050202@akiruno-info.tokyo.jp